

第二次多摩市特別支援教育推進計画 構成（案）について

1 構成（案）のねらい

現行の多摩市特別支援教育推進計画策定後、以下の通り、障害者や多摩市を取り巻く状況が変化している。

- （国）障害者差別解消法の制定【平成 28 年 4 月施行】
- （国）発達障害者支援法の改正【平成 28 年 8 月施行】
- （国）学習指導要領（小学校・中学校・特別支援学校）改訂【小：令和 2 年度全面实施、中：令和 3 年度全面实施、特別支援学校：小・中学学習指導要領に合わせて全面实施】
- （都）東京都特別支援教育推進計画第二期第一次実施計画【平成 29 年 2 月】
- （都・市）東京都内全小学校に特別支援教室の設置（多摩市は平成 29 年に全校設置）
- （都・市）東京都内全中学校に特別支援教室の設置（多摩市は令和 3 年度に実施）

⇒これらの状況の変化に対応し、令和 3 年度からの次期推進計画を着実に実現していくために、以下の 3 点に留意した推進計画の構成とする。

- 留意点 1 東京都第二期第一次実施計画を踏まえた構成とすること
- 留意点 2 現行の推進計画の取組状況等を踏まえるとともに、推進計画策定委員会の意見を反映すること
- 留意点 3 特別支援教育の推進は、行政だけではなく、各小・中学校の校長・副校長をはじめとする教職員、保護者と共に行っていくことから、記載内容は特別支援教育に常に関わる職員・教職員・保護者だけではなく、それ以外の方にも理解いただけるような記載内容とすること

2 構成（案）について

第 1 章

推進計画の理念、計画策定の位置づけ、計画策定の目的、国や都の動向

第 2 章

現行の推進計画の取組状況及び国や都の動向を踏まえた、

・学校における教育方法・内容

管理職のリーダーシップ、校内研修の実施、学習指導要領や発達障害者支援法、障害者差別解消法を踏まえた個別指導計画の作成と活用及び評価、切れ目のない支援の具現化に向けた学校生活支援シートの作成と活用、ピアティーチャー、交流及び共同学習

・外部専門家や、都立特別支援学校センター機能を踏まえた支援と指導の充実

授業相談、巡回相談（島田療育センターとの連携）、副籍、

・保護者や家庭への支援

特別支援教育マネジメントチーム（就学相談等）、義務教育終了後の進学に関する支援

第3章

特別支援学級等の整備

- ・多摩市立小・中学校特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害、難聴言語障害）
- ・多摩市立小・中学校特別支援教室（小・中学校全校）

資料編

特別支援学級の設置状況、計画策定委員会設置要綱、委員名簿、用語解説